

水洗化推進支援事業補助金の交付は、

“供用開始等から3年以内のかたのみ”

が対象です

※下水道法において、供用開始から3年以内にくみ取り便所を水洗便所へ改造すること、生活排水を下水道へ接続することが義務付けられています。

■補助金の額

接続する住宅が一般世帯の場合・・・5万円

* 下記の高齢者世帯住宅以外の住宅に接続する場合はです。

接続する住宅が高齢者世帯（高齢者世帯住宅）の場合・・・20万円

* 高齢者世帯住宅とは、排水設備工事の完了検査日において市内に住所を有する65歳以上のかたのみで構成され、現に自ら居住している住宅（集合住宅は除く）です。

（注）排水設備工事に要する経費が補助金の額を下回る場合はその額となります。

■対象となる工事

- （1）市内にある居住用の既存住宅の新規排水設備工事
- （2）市内に本社・本店のある排水設備指定工事業者を利用した工事
- （3）店舗等との併用住宅では、事業所又は店舗等の床面積が建物全体の床面積の2分の1未満の建物の工事

■申請について

（1）提出書類

- ・京丹後市水洗化推進支援事業補助金交付申請書
申請者、住所、設置場所は排水設備工事完了届と同一としてください。
- ・納付等状況調査同意書
世帯全員の氏名、住所を記入し、押印してください。

（2）補助要件

下記の要件をすべて満たす場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ・市税等の滞納がないこと
- ・工事完了検査日から6か月以内に申請すること
- ・市の他の補助制度による経費として計上していないもの

早期の水洗化を考えてね！

